

能登町公共施設等照明設備 LED 化事業に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年度公共施設等照明 L E D 化事業を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する契約候補者を選定するため、必要な事項を本要領で定めるもの。

1 業務の趣旨

本事業は、能登町（以下「本町」という。）におけるカーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による行政コストの軽減を目的として、町内の一部の公共施設及び道路照明等の照明設備 L E D 化をリース方式により実施すべく、企業のノウハウ、資金、技術力を活用し、計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、この要領で必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 事業名

能登町公共施設等照明設備 LED 化事業

(2) 事業内容

別紙 1「公共施設等照明設備 LED 化事業仕様書」のとおり

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、本事業に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) リース期間

導入施設毎に工事終了の確認の翌月から 10 年間（120 か月）

(4) 提案上限額

200,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※地方自治法第 2 1 4 条に基づく債務負担行為とする。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式 とする

3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に基づく資格制限に該当する者でないこと。

(2) 令和 7～8 年度能登町入札参加資格を有している者であること。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間において、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けている期間でないこと。

(4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(5) 応募者は、本事業を行う能力を有し、法人格を有する単体企業または共同企業体（それぞれが法人格を有

する複数の企業の共同）とする。共同企業体で応募する場合は、構成員の中から代表者を 1 者選定するものとし、その代表者が本町との連絡窓口となり、提案に必要な諸手続きを行い、その他の構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。なお、各構成員は、他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は認めない。

- (6) 応募者は、次の役割をすべて担い、共同企業体の場合は各構成員が次の役割を分担する。

ア リース役割

本町とのリース契約を締結し、各役割を統括し事業実施に関する責を負う。

イ 施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

ウ 調査設計役割

調査・設計業務を実施する。

エ その他役割

上記ア～ウ以外の維持管理、本設備の供給等を実施する。

※上記ア以外の各役割は、複数事業者での構成も可とする。なお、上記ア～エを担う者がそれぞれ異なる場合には、構成員の間で交わされた契約書、覚書などを締結し、その写しを提出すること。

- (7) この要領の内容を十分に遂行でき、事業運営、維持管理を円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- (8) 事業期間に定める期日までに改修工事を完了することができ、リース期間中において維持管理の実施、部品提供や代替照明器具の供給ができること。
- (9) 地方公共団体との間に本事業と同種の LED 照明リース契約の実績を有していること（共同企業体の場合は、構成員の中で 1 者以上この要件を満たすこと）。なお、実績については後述の事業実績調書（様式第 4 号）に記載すること。
- (10) 直近 3 か年連続で赤字でないこと。（共同企業体の場合は、代表者が直近 3 か年連続で赤字でないこと）
- (11) 施工にあたっては、町内電気工事事業者を積極的に活用すること。
- (12) 既存の建材に対し穿孔（穴あけ）等を行う場合は、石綿の事前調査を実施すること。なお、調査にあたっては特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者が行うこと。

4. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 募集の開始	令和 7 年 7 月 9 日（水）
(2) 質問書の受付期間	令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時必着
(3) 質問に対する回答	令和 7 年 7 月 18 日（金）
(4) 参加表明書兼誓約書等提出期限	令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時必着
(5) 企画提案書等の受付期間	令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時必着
(6) プレゼンテーション	令和 7 年 8 月 27 日（水）
(7) 審査結果通知	令和 7 年 8 月 29 日（金）
(8) 契約締結	令和 7 年 9 月上旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

5. 質問受付

(1) 担当課

〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 企画財政課

TEL : 0768-62-8535

FAX : 0768-62-4506

E-Mail : kikakuzaisei▲town.noto.lg.jp

(セキュリティ上、▲を@と読み替えること)

(2) 関係書類の入手方法

町ホームページより、本業務の仕様書等の関係書類をダウンロードして入手すること。

能登町ホームページアドレス <http://www.town.noto.lg.jp/>

(3) 質問書の受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、別紙質問書（様式第 1 号）に記載の上、次の期限までに提出すること。なお、質問がない場合は提出不要である。

提出期限：令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時まで

提出方法：質問は、電子メールにより質問書（様式第 1 号）を電子メールにより行うこと。これ以外の方法による質問は受付しない。

なお、件名は、「能登町公共施設等照明設備 LED 化事業」と明記すること。

メールアドレス kikakuzaisei▲town.noto.lg.jp

提出先：能登町役場 企画財政課

回答方法：質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 18 日（金）までに電子メールにて行う。

また、参加表明書を提出した全ての者に通知すべき内容であると判断した場合は、質問内容及び回答を全ての者に電子メールにて送付する。

6. 参加手続等

(1) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式第 2 号）

イ 会社概要書（様式第 3 号）

※パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。

ウ 事業実績調書（様式第 4 号）

※事業の実績を証明できる契約書等の写しを添付すること。

エ 事業実施体制調書（様式第 5 号）

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 29 日（火）17 時 00 分まで

(3) 提出方法

提出書類 1 部を持参又は郵送により提出すること。

※持参する場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時の間に持参すること。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

(4) 提出先

能登町役場 企画財政課

(5) 辞退

参加申込書提出日以降に提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 6 号）を郵送又は持参により提出すること。なお、辞退届提出後は、いかなる理由があっても本提案への再参加は認めない。

7. 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた参加者は、企画提案書作成要領等に基づき、以下の書類を郵送又は持参により提出すること。

(1) 提出書類（任意様式）

ア 企画提案書

※ A 4 サイズで作成すること。評価項目について必ず提案を行うこと。

イ 事業実施方針

ウ LED照明設備導入計画

エ 事業効果試算表

オ 使用機器提案書

カ 維持管理等提案書

キ 事業実施工程表

ク 見積書（任意様式）及び内訳書

※提出部数は、正本 1 部、アのみ副本 7 部とする。なお、正本の内容を PDF データとして格納した CD-R 等の記録媒体を 1 枚提出すること。

(2) 企画提案書作成上の留意点

提案者は以下に掲げる事項を記載した企画提案書を提出するものとする

- ① 企画提案書は審査基準に基づいた提案書とすること。
- ② 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
フォントは見やすいフォントとして 11 ポイント以上とすること。
- ③ 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ④ 用紙の大きさは、A4 版で綴じたものとする。
- ⑤ 仕様書で示す「別紙 2 照明器具一覧」を参考に積算のうえ、企画提案書を作成すること。
- ⑥ 「別紙 2 照明器具一覧」にない非常照明、誘導灯または構内灯などについては、企画提案時点では LED 化の対象外とする。ただし、最優秀提案者選定後の現場確認により、LED 化を実施する場合がある。
- ⑦ 電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、1 施設につき 6 時間/日×200 日点灯すると想定し、次の 4 点を基本に積算すること。
 - ア 北陸電力業務用電力(令和 7 年 4 月改訂)、従量電灯(令和 7 年 6 月改訂)にて積算
 - イ 再生エネルギー促進賦課金@3.98 円を加算
 - ウ 燃料費調整額を含めずに積算
 - エ 北陸電力発電 CO2 排出原単位(令和 7 年度発表)

(3) 提出期限

令和 7 年 8 月 20 日（水）17 時 00 分必着

(4) 提出方法

提出書類 1 部を持参又は郵送により提出すること。

※持参する場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時の間に持参すること。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

(5) 提出先

能登町役場 企画財政課

8. 審査等

(1) 審査方法

全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

(2) 優先交渉権者の選定

町の職員で構成するプロポーザル審査委員会において、下記「(3) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第 1 位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が 1 者の場合は、総評価点が 70 点以上であれば、第 1 位の優先交渉者とみなす。

(3) 審査基準（配点は 100 点満点とする）

評価項目	評価事項	配点
事業遂行能力	・プレゼンテーションはわかりやすく、提案内容に具体性、実現性があるか。 ・同種の事業、契約実績が多数あり、適正な契約履行が行われているか。 ・長期に渡り、安定的に事業執行できる経営状況であり、計画通りの事業執行を行う能力を有しているか。 ・過去の実績等を鑑み、製品の調達、工期の遵守を確実且つ迅速に行う能力・体制を有しているか。	20
施工等管理	・計画、施工、維持管理、リース等役割分担が明確で必要な体制が整っているか。 ・提案内容は、具体性がある実現可能な体制、工程となっており、期限内に早期完了が見込めるか。 ・適正な施工監理により、品質管理、安全管理及び労働者の労働環境、条件等に配慮され、関係法令を遵守した信頼性がある提案内容か。	15
使用機器	・提案製品は、累積製造数、販売実績等を十分有し、仕様書に準じた製品であり、照度等の性能は十分か。 ・提案製品及び工法は、品質、安全性を十分確保できるか。 アスベスト対策など環境法令に抵触することはないか。	15
維持管理	・製品に関する不具合、事故及びトラブル等が発生した場合に、迅速に対応できる体制及び対策が確保されているか。 ・リース期間中の保証が確実に実行される体制になっているか。 ・将来的な維持管理を見据え、汎用性のある製品で次回の設備更新や管理に配慮した提案内容か。	15
事業効果	・電力消費量や CO2 排出量の削減等に関する提案について、LED 化による効果として具体性・妥当性があり、消費電力、CO2 排出量の削減効果が十分見込めるか。	30

	・SDG s に寄与した提案内容か。 ・各役割に置いて地元事業者の活用等、地域建設業の維持、地域経済に寄与した提案であるか。	
見積金額	発注条件及び仕様の遵守並びに品質や安全性の確保を前提として、提案内容に要する費用は適正で、町の財政にとって有益な価格か。不適切な単価設定でダンピングとなっていないか。	5
合 計		100

(4) プレゼンテーション

提案者は 3 名までとする。（プロジェクト責任者は、必ず出席すること。オンラインでの出席は認めない。）

① 実施時間

プレゼンテーション 30 分以内、うち質疑応答 10 分程度

② 注意事項

- ・提出以降の企画提案書などの追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出した企画提案書以外の資料は使用しないこと。
- ・プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクターの機器類は、本町で用意する。なお、HDMI ケーブルが接続できるパソコンその他の機材については、提案者で準備すること。

(5) 審査結果通知

審査結果については、令和 7 年 8 月 29 日（金）に全ての提案者に対し電子メールにて通知し、最優秀提案者名及び評価点数を町ホームページに公表する。

(6) その他

プレゼンテーションに参加しなかった場合は、失格とする。

プレゼンテーション審査は、非公開とする。

審査における経緯、内容及び結果等に対する異議や問合せには応じない。

9. 契約

- (1) 企画提案書の内容について、本町と優先交渉権者との協議により仕様書を調整し、業務内容を決定後、能登町財務規則（平成 17 年能登町規則第 33 号）に定める随意契約の手續に基づき、再度の見積書により契約書を取り交わす。なお、協議内容が不調となった場合は、次点の受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約保証金は、能登町財務規則第 111 条各号の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約書の作成は、受託者が本町と協議の上、作成する。
- (4) 受託者は、本町の承諾を得ることなく受託業務を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務を再委託する場合は、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (6) 審査会による特定後、最優秀提案者から辞退の申し出があった場合もしくは契約の相手方として不適格である判断されたときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、町は最優秀提案者が要した費用を補償しない。

10. 特記事項

- (1) 提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 災害の発生等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (5) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、能登町情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ町に申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、町が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (6) 参加申込者は本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) L E D 化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (8) 本事業は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (9) 最優秀提案者決定後の現場確認等により「別紙 2 照明器具一覧」との相違があった場合には、発注者と協議をすること。
- (10) 既設設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において優先交渉権者が町内事業者の活用を行い、地域への経済波及効果に資するよう努めること。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は延期、中止をする場合がある。この場合は参加者に対して本町は責任を負わないものとする。

11. 提案書等の提出・問合せ先

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 企画財政課

電話：0768-62-8535 FAX：0768-62-4506

電子メール：kikakuzaisei▲town.noto.lg.jp